

○江東区立中学校等外国人講師派遣事業実施要綱

昭和61年5月1日

江教学指発第81号

改正 平成4年12月16日江教学指発第383号

平成8年2月6日江教学指発第298号

平成11年4月1日江教学指発第519号

平成14年2月4日江教学指発第508号

平成30年3月13日29江教指第3372号

平成31年4月1日30江教指第3879号

令和2年4月1日2江教指第594号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区立中学校、義務教育学校及び江東区立有明中学校と施設一体型連携教育校である江東区立有明小学校（以下「区立中学校等」という。）の英語科指導及び外国語活動等における「聞くこと、話すこと」を重視した言語活動を充実させるため外国人講師を派遣する江東区立中学校等外国人講師派遣事業（以下「事業」という。）を実施することにより、生徒に生きた英語の力を習得させることを目的とする。

(実施方法)

第2条 事業の英語科指導及び外国語活動等は、文部科学省が告示する学習指導要領に即したものとし、江東区教育委員会が前条の目的を達成するために適当と認める事業者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うものとする。

2 委託事業者は、事業の対象となる区立中学校等に対し、英語科指導及び外国語活動等の資格を有する外国人講師を派遣する。

(実施時数等)

第3条 英語科指導及び外国語活動等の1年間の授業時数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 江東区立中学校及び義務教育学校の後期課程における英語科指導 次
に掲げる学級に応じ、それぞれ次に定める時数

ア 全学年の学級 35

イ 特別支援学級 5

(2) 江東区立有明小学校及び義務教育学校の前期課程における外国語活動
等 次に掲げる学級に応じ、それぞれ次に定める時数

ア 第1学年及び第2学年の学級 12

イ 第3学年及び第4学年の学級 18

ウ 第5学年及び第6学年の学級 35

エ 特別支援学級 5

2 教員を対象とした研修会は、1回につき2時間とし、1年につき5回実施する。

3 前2項に定めるもののほか、実施時数が前2項に規定する時間に達しない場合の対応等は、委託事業者と教育委員会との協議の上決定する。

4 第1項の英語科指導のほか、区は委託事業者との協議により特別活動における英語科指導等に対しても、外国人講師の派遣を委託することができる。

(実施期間)

第4条 事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(ワークショップ研修)

第5条 委託事業者は、事業の円滑かつ効果的な運営及び教員と外国人講師との連携を図るため、ワークショップ研修を実施する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

この規程は平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。